

会計室人材育成推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 会計室における人材育成に係る事項について検討し、会計室人材育成計画を効果的に実施・推進するため、会計室人材育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人材育成に係る計画等の策定及び計画の実施に伴う進行管理に関すること。
- (2) その他人材育成に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会計室長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、各課の長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合は、委員長の職務を代理する。
- 6 委員は、各課の係長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、審査課審査第一係において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。